

平成29年度 第2回社会福祉審議会議事録（要点筆記）

日 時：平成30年2月20日（火曜日）
午前10時00分～午前11時30分
場 所：市民会館37号室
出席委員数：17名
傍 聴 者：1名

1 開 会

2 議 題

（1）報告事項

- ア 平成30年度予算案の概要について 資料1
 - イ 共生型介護サービスの新設について 資料2
 - ウ 地域福祉計画の進捗状況について 資料3
 - エ 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画（障がい者支援・21
プラン）（案）の策定について 別冊
 - オ 国民健康保険制度改革（都道府県単位化）について 資料4
 - カ 特定健康診査等実施計画及びデータヘルス計画の策定につい
て 別冊
 - キ 高齢者総合計画の策定について 別冊
 - ク 子ども・子育て支援事業計画（えべつ・安心子育てプラン）
の中間見直しについて 別冊
 - ケ 待機児童解消対策について 資料5
- ### 3 その他
- ### 4 閉 会

蓮田管理課長

本日は多忙の中、出席いただきありがとうございます。

これより平成29年度第2回「江別市社会福祉審議会」を開催します。

本日は24名の委員中17名の方が出席、江別市社会福祉審議会条例第7条第1項の規定により委員の過半数が出席しており、本会が有効に成立していることを報告します。

開会にあたり、真屋健康福祉部長より挨拶をします。

真屋部長

(挨拶)

蓮田管理課長

次に、佐藤会長より挨拶をお願いします。

佐藤委員

(挨拶)

蓮田管理課長

ありがとうございました。

それでは、以降の議事進行については、佐藤会長をお願いします。

佐藤会長

それでは、議題に入る前に、本日は傍聴希望者が1名います。

江別市社会福祉審議会傍聴要綱第2条の規定に基づき、入室を許可します。事務局入室させて下さい。

それでは、(1) 報告事項 アの「平成30年度予算案の概要について」を議題とします。

事務局から報告をお願いします。

三上次長

それでは、私から、平成30年度予算案の概要について説明します。

資料1をご覧ください。この資料は、2月6日に行われた平成30年度予算についての記者発表資料のうち健康福祉部に関係する部分を抜粋したものです。

資料の1ページをご覧ください。

平成30年度の予算は、江別市の総合計画である「えべつ未来づくりビジョン」に掲げた4つの柱と、基本理念の根幹となる「協働のまちづくり」の考え方を踏まえながら、各政策が進められていきます。

この基本理念に基づき、健康福祉部は、まちづくり政策の「福祉・保健・医療」の分野と「子育て・教育」の一部を主に担うものです。

健康福祉部分の予算案の主な事業は、資料に記載のとおりですが、新規の事業のみについて説明します。

まず、資料の3ページをご覧ください。

左上の「医療的ケア児（者）受入促進事業」ですが、医療的ケアが必要な障害児あるいは障害者の在宅生活を支援するため、国の制度に基づき、人員配置基準を超えて看護師の配置を行う障害児通所事業所などの事業所を支援します。

資料の4ページをご覧ください。

市は、若い世帯が就労と子育てを両立させ、安心して子どもを産み育てられる「子育て応援のまち」を目指し、待機児童解消のためさまざまな施策を進めます。

そのため、左上の「保育園運営経費」に記載のとおり、よつば保育園の定員拡大に加え、多様な保育ニーズに応えるため、やよい保育園において一時預かり事業を開始します。

また、中段左の「待機児童解消対策事業」に記載のとおり、地元企業を活用した保育の充実を図るため、国の「企業主導型保育事業」のPRを行います。

資料の5ページをご覧ください。

左上の「放課後児童クラブ待機児童対策事業」ですが、児童の放課後対策として、下校後に自宅に戻らず直接来館する、いわゆる「ランドセル来館」を推進するなど子育て世帯の就労を支援します。

また、中段左の「子どもの生活実態調査事業」ですが、近年社会問題化している子どもの貧困問題への対応として、市における実態を把握するため、子どもの生活実態調査を実施しようとするものです。

続いて資料の8ページをご覧ください。

市は、健康寿命を延ばし、年齢にかかわらずだれもが健康で安心して暮らせる「健康都市えべつ」を目指し、健康関連の事業を積極的に進めます。

左上の「健康都市推進事業」に記載のとおり、食と健康に関する実態調査を行うほか、その結果に基づき、生活習慣病予防に向けた野菜摂取の推進を行うなど健康意識の向上を図ります。

また、中段左の「健康教育事業」に記載のとおり、生活習慣病の予防や食生活の改善には若い年代からの知識が重要であることから、中学校を対象として保健師による健康教育を行います。

また、その下の段の「成人検診推進事業」ですが、集団検診事務を一括委託することにより、インターネットによる予約を可能とするなど、健診を受診し

やすい環境を整えます。

続いて資料の9ページをご覧ください。

ご説明の前に、資料の訂正をお願いします。資料下段、「うち健康福祉部関連予算」の表で、(A)が平成28年度当初、(B)が平成29年度当初案となっていますが、それぞれ平成29年度、平成30年度に訂正をお願いします。

それでは、説明します。

この表は、企業会計を除く江別市全体の予算について、29年度と30年度の当初予算案を比較した表で、上半分が市全体、下半分がそのうち健康福祉部関係の予算となっています。

一般会計予算は、財政事情を踏まえた歳出の抑制などにより、市全体で0.9%減少しています。健康福祉部分については、社会保障費の全体的に増加傾向を踏まえ、3.2%の増加となっており、一般会計予算における健康福祉部分の割合についても、33.2%から34.6%に上昇しているところです。

また、特別会計は国民健康保険については、制度改正による都道府県単位化により大幅に減少しておりますが、その他は自然増などにより増加しています。

なお、平成30年度予算については、今後第1回江別市議会定例会に提案され、審議の後、承認をいただきます。

以上です。

佐藤会長

ただ今の報告について、皆様から質問等はありませんか。

(委員)

(質問なし)

佐藤会長

それでは、次に、イの「共生型介護サービスの新設について」を議題とします。

事務局から報告をお願いします。

蓮田課長

10ページをお開き願います。

「共生型介護サービスの新設」について説明します。

1 新設の理由ですが、介護保険法及び厚生労働省令が改正されて、地域共生社会の実現に向けて、新たに「共生型介護サービス」が創設されたためです。

次に、2 共生型介護サービスの内容について、恐れいりますが、11ページと一緒に参照願います。

共生型サービスは、介護保険又は障害福祉のいずれかの居宅サービスの指定を受けている事業所が、もう一方の制度における居宅サービスの指定を受けやすくする特例が設けられ、共生型サービス事業所として指定を受けるものです。

具体的に説明しますと、江別市であれば、利用定員18名以下の地域密着型通所介護に指定権限があり、これに「共生型地域密着型通所介護」の指定権限が新たに加わり、障害福祉サービスを提供している、利用定員18名以下の「生活介護」「自立訓練」「児童発達支援」及び「放課後等デイサービス」事業所を「共生型地域密着型通所介護事業所」として指定することができるものです。

逆に、現在、地域密着型通所介護事業所として指定を受けている事業所であれば、障害福祉制度上の「共生型生活介護事業所」「共生型自立訓練事業所」などとして指定を受けることができます。

次に、3 共生型地域密着型通所介護新設に伴う指定基準ですが、新たな介護サービスとして「共生型地域密着型通所介護」を新設することから、人員、設備及び運営に関する基準を定めなければならないため、今月開会予定の第1回定例会に指定に関する基準条例を改正する議案を提出する予定です。

次に、4 施行期日ですが、平成30年4月1日です。

なお、参考として、平成30年4月1日以降の江別市が指定する介護サービス事業所及び北海道が指定する介護サービス事業の一覧を12ページに添付していますので、参照願います。

以上です。

佐藤会長

ただ今の報告について、皆様から質問等はありませんか。

義平委員

共生型介護サービスの新設について実際には広報周知、事業所の広報も決まって、進んでいるのですか

蓮田課長

最後の方に説明しましたが、議会で条例改正が行われますので、条例改正議案が可決されてから事業所に対して周知する予定です。

義平委員

開始は4月1日ですが、この1か月あまりの間に進んでいくという理解でよろしいですか

蓮田課長

施行期日は4月1日になりますので、条例が可決され次第速やかに周知しますが、事業所においても知られておりますので、申請に係る準備はされているかと思えます。
今のところ障がい福祉サービス事業所からそのような問い合わせはありません。

義平委員

(了)

佐藤会長

それでは、次に、ウの「地域福祉計画の進捗状況について」を議題とします。
事務局から報告をお願いします。

本多課長

地域福祉計画の進捗状況について、報告します。

第3期江別市地域福祉計画は、平成27年度から31年度までの5か年間の計画であり、昨年の当審議会において計画1年目である27年度の評価結果について報告しましたが、今回、計画2年次目である28年度の評価結果について報告します。

資料の19ページをご覧ください。

地域福祉計画の評価につきましては、市の事務事業や社会福祉協議会などの関連する事業などについて担当部署による5段階評価を行っており、数値が高いほど評価が高いものです。

資料にはありませんが、個別の事業に5段階評価を行った結果を主要施策毎に平均したのが表の右端の列であり、基本施策毎に平均したのが、表の左から3列目になります。

主要施策の評価値は3.0から4.0で、生活困窮者支援対策の推進や大学との連携促進が4.0でした。

基本施策の評価は、3.2から3.5となっており、計画初年度と同じ結果となりました。

平成28年度の総合評価は、表の右上になりますが、こちらも計画初年度と同じ3.4となりました

資料の14ページをご覧ください。

こちらは、基本施策毎の28年度の取り組みの概要を記載しているものです。内容につきましては後ほど参照願います。

今後も地域福祉計画に基づき着実に事業に取り組み、地域福祉の推進に努め、評価結果の維持・向上につながるよう努めて参りたいと考えています。

佐藤会長

ただ今の報告について、皆様から質問、意見はありませんか。

(委員)

(質問なし)

佐藤会長

それでは、次に、エの「障がい福祉計画及び障がい児福祉計画【障がい者支援・21プラン】(案)の策定について」を議題とします。

事務局から報告をお願いします。

本多課長

資料の「策定中の計画について」をご覧ください。

資料に記載の4つの計画につきましては、昨年10月の本審議会において「策定中の計画」としてご報告しているところですが、その後、4計画とも今年の12月26日から1月25日にかけてパブリックコメントを実施し、3月に確定する予定であります。私からは、表の一番上、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の策定について、報告します。

計画目的等、この資料に記載内容については、時間の関係で説明を省略し、別冊資料に基づき、計画の主なポイントについて説明します。

43ページをお開き願います。

1) 施設入所者の地域生活への移行、として平成28年度末の施設入所者数195人に対し、平成32年度末までに入所者数を4人削減する目標を定めています。

次のページ、2) 福祉施設から一般就労への移行等、として一般就労移行者数、就労移行支援事業利用者数、就労移行率が3割以上の事業所数、各年度の職場定着率、について目標を定めています。

次のページ、3) 障がい児支援の提供体制の整備として、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数、重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービスの箇所数、医療的ケア児支援のための協議の場の設置について目標を定めています。

なお、これらの目標は、いずれも国が示した指針に基づき設定しているものです。

46ページをお開き願います。46ページから51ページにかけて、障がい福祉サービスや障害児通所支援等の見込み量と今後の取組の方向性を定めています。

見込み量については、これまでの利用実績や推移、今後の障がい者数の見込みなどから推計して定めています。障がい福祉サービスは全国的に増加していますが、当市においても基本的には増加を見込んでいます。

52ページをお開き願います。52から54ページにかけて、地域や利用者の実情に応じて市が独自に実施している「地域生活支援事業」の見込み量を定めています。

最後に、55ページをお開き願います。

55ページから56ページにかけて、計画の実現に向けた取り組みとして、地域における支え合いの強化を図っていくことや、障がいに対する理解促進及び障がいのある方への配慮のための取組を進めていくことなどについて掲げています。

なお、この資料はパブリックコメントを行った時点の案であり、次回の計画策定委員会で修正の可能性がありますので、その点についてご了承願います。

簡単ではありますが、資料の説明は以上です。

佐藤会長

ただ今の報告について、皆様から質問、意見はありませんか。

(委員)

(質問なし)

佐藤会長

それでは、次に、オの「国民健康保険制度改革（都道府県単位化）について」を議題とします。

事務局から報告をお願いします。

田中課長

国民健康保険制度改革（都道府県単位化）について、説明致します。20頁の資料4をご覧ください。

国民健康保険については、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となるなど、新たに保険者として加わり、国民健康保険事業の運営がこれまでの市町村単位から、都道府県単位とする制度改革が行われます。

この都道府県単位化により、市町村は都道府県が算定する国保事業費納付金を都道府県に納付することになりますが、北海道が算定した江別市の納付金に対し、現行の国保税の税率及び税額による課税では、納付金の納付に必要な費用に不足が見込まれるところです。

そのため「国民健康保険税の改定について」ですが、国保税の見直しに関して国保運営協議会にて審議し、論点の低所得階層への負担増に配慮した税率等

の設定と、過去の決算余剰金を積立てた国保積立基金の活用による負担増の抑制・緩和について検討のうえ、市から同協議会へ改定を諮問し、去る1月26日に同協議会から諮問のとおり改定について答申を頂いています。

下段の「改定に当たっての具体的方向性」ですが、左側の応能割・応益割の負担割合については、道が示す標準保険税率を参考としつつ、現行での負担割合を基本に、低所得者等特定の所得階層へ負担増が偏らないような設定とするものです。

右側の基金の活用では、活用により改定する期間を伸ばし、できるだけ緩やかな引き上げ幅を設定するものですが、活用に当たっては基金全額を支消するのではなく、今後の予期しない財源不足に備え、一定の残高を確保しようとするものです。

次に21頁をご覧ください。

上段「平成30年度国保事業費納付金確定額と保険税収納必要額」ですが、左の国保事業費納付金a欄30億257万8千円は、この度の制度改革に伴い市が北海道へ納める一般被保険者分の納付金になります。これからb欄の市に直接交付される国と北海道からの補助金や健診等の保健事業費等を差し引きし、保険税として集める必要のある額がc欄の23億8,392万8千円となりますが、現行税率のままでの収納見込はe欄23億494万5千円となり、f欄のとおり7,898万3千円不足する見込みとなります。

そこで中段から下の表「平成30年度国民健康保険税改定の内容」の(1)税率等ですが、左の①の列の現行税率に対し、後期高齢者支援金等分と介護納付金分を見直し、不足額を埋めるのに必要な税率が真ん中②の列となるどころ、基金を繰入れることで引き上げ幅を圧縮した改定案が右の③の列となっています。

右側の(2)収納見込等ですが、これらの税率による収納見込等を記載しており、左の列改定案③では、改定により増額を4,853万円見込み、なお不足する3,045万3千円を基金から繰入しようとするものです。

この改定案による江別市国民健康保険税条例の改正案を、2月26日開会予定の市議会に提案し、市議会にてご審議頂くこととなります。

次に22頁をお開きください。

被保険者数や世帯数、被保険者の所得の他、納付金などが30年度から変わらないと仮定した場合における推移をグラフにしています。

国から配分される激変緩和用調整交付金は30年度2億637万6千円から年々減少し、34年度の585万9千円で終了見込であり、減少分を基金を繰入れながら税率等の改定を均等にした場合の試算となっています。

続きまして23頁をご覧ください。

所得別・世帯人数別に現行と改定案での保険税を試算した表となっております。

1番左の列は所得区分を表し、隣の列はその所得区分の該当世帯が全体に占める割合と累計を記載しています。更に右隣は各区分に記載している上限金額での換算収入を記載しており、1番下の行の800万円を超える区分では、カッコ書きした900万円の場合での換算収入になります。

記載の保険税額は法定軽減適用後の金額で、内訳を表下部に記載しております。

以上で説明を終わります。

佐藤会長

平成30年度から国民健康保険税が変わります。今までは江別市が独自に税金を徴収していましたが、北海道が1つに集約して各市町村が同じ割合ですることになります。

江別市の場合は今までより国民健康保険税が高くなる位置にあります。江別市は健康都市宣言もしており、保険料が他の都市よりも少なかったのですが、

今の説明のとおり、福祉に関する基金を充当して、上り幅を少なくするように持っていく。少しずつ上げながら、最終的にはそれを使わなくても済むようにしていく。

ただし、その基金をすべて使うわけにはいきません。いつどうなるかわからない時に使うものとの説明でした。

このような形で最大限、運営協議会も努力し、答申しました。このようになると了解いただければと思います。

(委員)

(質問なし)

佐藤会長

それでは、次に、カの「特定健康診査等実施計画及びデータヘルス計画の策定について」を議題とします。

事務局から報告をお願いします。

田中課長

特定健康診査等実施計画及びデータヘルス計画の策定について説明します。

本計画の策定については、別紙資料「策定中の計画について」の上から2番目に記載しましたとおり策定作業を進め、別冊の計画案がまとまり、3月に計画が確定する予定です。

本計画は別冊の17～28頁で、被保険者が医療機関を受診したレセプトデータを統計処理し、生活習慣病など疾病別の医療費の分析を行っており、高血圧症、脂質異常症、糖尿病の罹患者数が多く、さらに重症化して糖尿病性腎症、腎不全、脳梗塞、狭心症などの疾病に至っており、医療費で見ますと高血圧症、糖尿病の順で多い状況となっています。

29～42頁の特定健診と特定保健指導のデータ分析では、健診受診者の階層化、特定健診受診結果の分析、特定保健指導の実施状況、特定健診受診と医療機関受診動向の分析などを行っています。

これらの分析結果から、43～53頁にかけて江別市国保の健康課題の抽出と、その対策として特定健診を始めとする保健事業の実施方法や計画期間での目標値の設定を行っています。

以上で説明を終わります。

佐藤会長

ただ今の報告について、皆様から質問、意見はありませんか。

委員

(質問なし)

佐藤会長

それでは、次に、きの「江別市高齢者総合計画の策定について」を議題とします。

事務局から報告をお願いします。

浦田課長

江別市高齢者総合計画の策定について説明します。

本計画の策定については、介護事業計画策定等委員会を平成28年10月に設置し、これまで合計8回開催し、審議してきましたが、今回計画案の最終案がまとまったところです。資料別冊の江別市高齢者総合計画をご覧ください。

本計画は総論と各論に分かれており、総論において計画策定の概要や計画の基本的な考え方、各論において計画の推進に向けての施策や保険料等を記載しています。

資料3ページをご覧ください。

本計画の位置づけですが、上位計画である第6次江別市総合計画のまちづくりの基本理念をふまえ、福祉部門の基本政策として位置づけられる地域福祉計画との整合を計りながら、高齢者を対象とした総合的な福祉施策実施に関する高齢者保健福祉計画と介護保険事業に関わる保険給付及び地域支援事業の実施に関する介護保険事業計画を一体的に策定するものです。

次に34、35ページをご覧ください。

34ページに基本理念、基本目標等を記載し、それらの目標を推進するための具体的な取組を35ページに一覧にして記載しております。次期計画においては地域包括ケアシステムの進化推進に向けた取り組みを一層進めていくものです。

36ページ以降は計画の具体的な取り組みについて記載していますので、のちほど参照ください。

次に68ページをご覧ください。

介護保険サービスの基盤整備について記載しています。表の上2つが地域密着型サービスの基盤整備、下の2つが介護保健施設の整備です。特別養護老人ホームを第7期整備計画では1施設80床、介護老人保健施設を1施設80床整備する予定です。

次に107ページをご覧ください。

この計画に合わせて会計を行う介護保険料について記載しています。

65歳以上の第1号被保険者の介護保険料は3年間の事業計画から推計した事業費総額を基に算定するもので、次期計画においては高齢化の進展に伴う要介護、要支援認定者数と介護サービス料の増加に加えて、介護報酬の0.54パーセントのプラス会計や、31年10月から予定されている消費税率8パーセントから10パーセントの引き上げなどが国から示されており、それらの影響を加味して事業費総額を見込んだものです。

国から示された算定フローに基づき算定を行った結果、資料の太枠内に記載のとおり月額基準額を5,720円と設定したものです。

なお、算定にあたり、被保険者の負担軽減を計るため毎年度の決算によって

生じる準備金である介護給付費準備基金から1億7千万円を繰り入れる予定です。

下段の表はこれまでの保険料の月額基準額の推移です。全道、全国の平均が記載されています。

また、109ページには所得段階別の保険料が記載していますのでご参照ください。

その他巻末には、資料編として市民からの意見であるパブリックコメントの結果や用語解説等を掲載したものです。

今後の予定は来月中に製本し、各関係機関に配布する予定です。

以上です。

佐藤会長

ただ今の報告について、皆様から質問、意見はありませんか。

委員

(質問なし)

佐藤会長

それでは、次に、クの「子ども・子育て支援事業計画（えべつ・安心子育てプラン）の中間見直しについて」を議題とします。

事務局から報告をお願いします。

四條課長

資料の「策定中の計画について」をご覧ください。

表の一番下、子ども・子育て支援事業計画中間見直しについて、報告します。

計画目的等、この資料の記載内容については、省略し、別冊資料に基づき、中間見直しの主なポイントについて説明します。

別冊資料1ページをお開き願います。

「4. 中間見直しについて」ですが、保護者の就労形態の多様化や女性の社会

進出などにより、子どもへの教育・保育に関するニーズが変化していることなどから、現行計画の量の見込みと実績にかい離が生じています。このため、国が示す作業の手引きに従い平成30・31年度の子ども人口を改めて推計したうえで、実績等に基づきニーズ量を見込み、「量の見込みと提供体制」の見直しを行いました。

3ページをお開き願います。

「2. 将来の子ども人口」ですが、子ども人口そのものは減少傾向が続いているものの、現行計画と比較して、平成30年が501人、平成31年が617人増加する見込みであり、とりわけ、下段再掲にありますように就学前と小学生低学年が増加の傾向にあります。

4ページをお開きください。

「3. 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制」についてですが、「見直し後の推計児童数」に平成27・28年度実績などに基づき算出した「児童数に占める支給認定子ども割合」を乗じて量の見込みの見直しを行いました。

就学前子ども人口の増加、保育ニーズの高まりにより、量の見込みが増加していることから、各区分の提供体制を見直しました。

6ページ以降の「4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制」の見直しについては、後程ご参照願います。

以上です。

佐藤会長

ただ今の報告について、皆様から質問、意見はありませんか。

委員

(質問なし)

佐藤会長

それでは、次に、ケの「待機児童解消対策について」を議題とします。事務局から報告をお願いします。

中村課長

次に、報告事項ケ、待機児童解消対策について、資料24ページをご覧ください。

保育に係る待機児童につきましては、本市においても0～3歳児において年度の途中から発生する状況が続いており、その解消に向けて重点的に施策を進めているところです。

1の平成29年度 教育・保育施設の提供体制のうち、保育認定における2号認定及び3号認定に関する利用定員は、保育所・認定こども園等において合計1,349人となっており、平成28年度に比べて、129人の定員拡大を図っています。

しかし、待機児童の状況に関しましては、2の保育に係る待機児童の状況に記載した通り、10月1日現在で、国定義に基づく待機児童及び潜在的待機児童を含め、合計157人となっており、平成28年度に比べて減少しているものの、1歳と3歳を中心に待機児童が発生しています。

このような状況の中、平成30年度に向けて、3の平成30年度の教育・保育施設の提供体制拡大「の①～④に記載した通り、保育園及び幼稚園の認定こども園への移行や、小規模保育施設・事業所内保育施設の開設支援、そして、よつば保育園の定員の見直しにより、合計で88人の定員を拡大する予定です。

この結果、平成30年度の提供体制は、下の表にあるように、保育認定における利用定員は1,437人となる予定です。

平成30年度予算においては、教育・保育施設を公募し、70人程度提供体制の拡大を図り、待機児童解消対策を進めていく予定です。

また、5のその他に記載したとおり、内閣府が推進しております企業主導型保育施設が、平成30年度に向けて、5施設開設する予定です。市としましては、平成30年度において、市内企業等に制度のPRを実施するなどし、企業主導型保育施設開設促進を図っていく予定です。

いずれにしても、今後も待機児童の状況を把握しながら、一人でも多くの方が、安心して子どもを産み育てられ、就労と子育ての両立ができる環境づくりを進めたいと考えています。

以上です。

佐藤会長

ただ今の報告について、皆様から質問、意見はありませんか。

委員

(質問なし)

佐藤会長

ないようですので、以上で報告事項は終了します。
次に、「3 その他」に入ります。
委員の皆様から何かありませんか。

委員

(質問なし)

佐藤会長

事務局から何かありませんか。

蓮田管理課長

事務局からお願いがあります。
本日の委員会の議事録案が完成次第、各委員の皆様を送り、内容等について確認いただきたいと考えていますので、ご協力の程よろしく申し上げます。
私からは以上です。

佐藤会長

それでは、本日の審議会はこれをもって終了とします。
ご協力ありがとうございました。

蓮田管理課長

佐藤会長、どうもありがとうございました。
また、委員の皆様にはお忙しいところ、出席いただきありがとうございました。
今後ともよろしく申し上げます。
社会福祉審議会はこれもちまして終了となります。